

## 令和7年度における制度改正等について（報告）

### 1. 健康保険証の廃止について（令和7年12月）【一部再掲】

- ・被保険者証（いわゆる「紙の保険証」）の発行は令和6年12月2日より終了しました。これ以降に国保資格を取得した方や国保資格の内容に変更があった方については、マイナ保険証を保有していない場合は、「紙の保険証」に替わる「**資格確認書**」を、マイナ保険証を保有している場合は、自身の被保険者資格を容易に把握できる「**資格情報のお知らせ**」を交付しています。
- ・ただし、令和6年12月2日より前に発行された被保険者証は、最大1年間まで使用可能とされたことから、有効期限は令和7年12月1日までとなっています。したがって、令和7年12月1日をもって被保険者証は完全廃止となります。
- ・現在交付されている「**資格確認書**」と「紙の保険証」の有効期限がともに令和7年12月1日までとなっていることから、令和7年11月に、マイナ保険証を保有していない方に対して12月2日以降に使用可能な「**資格確認書**」を一斉に交付します。同時に、マイナ保険証を保有している方へは「**資格情報のお知らせ**」を一斉交付します。
- ・このタイミングで、70歳以上の方に交付していた高齡受給者証を資格確認書等に一体化（高齡受給者証を廃止）します。したがって、令和7年8月以降に使用する高齡受給者証について、有効期限は令和7年12月1日となります。
- ・なお、令和7年12月2日以降は、「紙の保険証」の有効期限が切れた状態となりますが、被保険者番号等によりオンライン資格確認システムに資格情報を照会するなどした上で、患者に対して10割ではなく3割等の負担を求めることは、暫定対応として差し支えないとされました（令和8年3月末まで）。

#### 【参考】

マイナンバーカード保有枚数率	79.4%（R7.6末）	※全国 78.3%（R7.3末）
マイナ保険証登録率	64.8%（R7.5末）	※全国 66.5%（R7.3末）
マイナ保険証利用率	28.0%（R7.5月）	※全国 27.3%（R7.3月）

## 2 子ども・子育て支援金制度について【再掲】

- ・令和6年6月5日に「子ども・子育て支援法等改正法」が成立し、令和8年度から公的医療保険制度の保険者が、従来の医療保険料と合わせて「子ども・子育て支援金」を賦課・徴収することとされました。国保では医療分、後期高齢者支援分、介護分に4つ目として「子ども・子育て支援金」を新設し、それぞれ保険料率や賦課限度額を設定して算出する形となります。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、加入者一人当たり支援金額は、月400円程度になるものと試算されています。
- ・これを財源として、①児童手当の拡充、②妊婦のための支援給付の創設、③こども誰でも通園制度の創設、④出生後休業支援給付および育児時短就業給付の創設、④国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置の創設を行うとされています。

## 3 保険料水準の統一について【再掲】

- ・高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制して国保財政の運営の安定化をはかること、および都道府県内のどの市町村でも同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられるようにして被保険者の公平性を確保することを目的に、国は保険料水準の統一（都道府県単位化）を推進しています。
- ・令和6年4月から「保険料水準の平準化に関する事項」について都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項とされました。京都府においては「さらに議論を深め、課題の明確化、統一に向けたスケジュールなど、一定の方向性を期間内に示せるよう取組を進めます」とするに留まっています。
- ・なお、令和6年6月に国が示した「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」においては、統一の目標年度として、納付金ベースの統一は令和12年度保険料算定までの達成、完全統一は令和15年度までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とするとされました。

### 【用語】

納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない  
完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

#### 4. 食事療養費標準負担額等の増額

- ・食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（入院時の食費にかかる給付）は令和6年6月に引き上げられたところですが、食材費等の高騰が続いていることから、令和7年4月より、さらに引き上げられました。

##### ◆入院した場合の食事代

入院時食事代の標準負担額（1食あたり）			～R6.5.31	～R7.3.31	R7.4.1～
一般（下記以外）			460円	490円	510円
住民税非課税世帯	過去12か月	90日まで	210円	230円	240円
	の入院日数	90日超	160円	180円	190円
区分Ⅱ					
区分Ⅰ			100円	110円	110円

##### ◆療養病床に入院した場合の食費・居住費

食費・居住費の標準負担額 （食費：1食あたり、居住費：1日あたり）			～R6.5.31		～R7.3.31		R7.4.1～	
			食	居	食	居	食	居
一般（下記以外）			460円		490円		510円	
住民税非課税世帯	過去12か月	90日まで	210円	370円	230円	370円	240円	370円
	の入院日数	90日超	円	円	円	円	円	円
区分Ⅱ								
区分Ⅰ			130円		140円		140円	

#### 5. 高額療養費制度における自己負担限度額の引上げ →実施見送り

- ・令和7年8月から実施予定とされていた「高額療養費制度における自己負担限度額の引上げ」は、全面的に実施が見合わせられることとなりました。令和7年秋までに改めて方針を検討、決定することを目指すとされています。